

歩行者が後ろ向きに歩道を歩行した結果 段差から転落、負傷した事故について、 道路管理瑕疵が争われた事例

＜平成 20 年 3 月 28 日 横浜地裁判決＞

国土交通省道路局道路交通管理課

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、1610 万 9309 円及びこれに対する平成 16 年 10 月 15 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) (1) につき、仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 主文同旨
- (2) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

第 2 事案の概要

- 1 本件は、保育士である原告が、保育園児を先導して引率し、県道の歩道を、後方の園児の方を向いて歩行中、歩道が断絶して生じている段

差に気付かないまま進行し、転落して負傷した事故について、原告が、上記歩道が通常有すべき安全性を欠いており、そのために上記事故が発生して、逸失利益等 1610 万 9309 円の損害を被った旨主張して、上記歩道を管理する被告に対し、国家賠償法 2 条 1 項に基づき、上記損害の賠償及びこれに対する上記事故の発生日である平成 16 年 10 月 15 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実

- (1) 原告は、保育所に勤務する保育士であり、平成 16 年 10 月当時 56 歳であった。
- (2) 被告は、県道の道路管理者である。
- (3) 県道のうち、JR 引込線沿いの歩道（以下「本件歩道」という。）は、平成 11 年 1 月までに整備工事が完了した後、歩道として供用されている。
- (4) 本件歩道は、標準幅員 2.5 メートルを確保した上で、西から東に向かうに従って幅員が 2.5 メートルから最大 6.5 メートルへと徐々に広がっており、A 市 B 二丁目先において、6.5 メートルの幅員のうち、北側 2.5 メートルの幅員部分のみがわずかに北向きに湾曲しながら連続し、二、三メートル先で A 市道（県道の北から同県道と直角状に交差し、本

件歩道の南側にある JR 引込線を踏切で越えて、南へ向かっている。)と等位面で交差した後、さらに東へと延びている(本件歩道のうち、本件歩道の北端から標準幅員 2.5メートルに相当する部分を、以下「本件標準歩道部分」という。)。本件歩道のうちその余の南側の部分については、上記地先において、上記市道の直前で、進行方向を横断する直線状に断絶し、その東側の土地(南側の踏切に向かって下る形状となっている上記市道と等位にあり、本件歩道より低くなっている。)との間に段差が存在する。当該段差は、垂直のコンクリート擁壁となっていて、南側の踏切に寄るに従って徐々に高低差が大きくなっており、中央付近で約 37 センチメートル、踏切寄り先端で約 52 センチメートルとなっている(以下「本件段差」という。また、本件歩道のうち、北側の本件標準歩道部分を除く南側部分(本件段差、本件歩道の南端及び本件標準歩道部分の南端を 3 辺とする三角形の部分)を「本件拡幅歩道部分」という。))。

(5) 本件歩道南端は、JR 引込線沿いのフェンス設置面より高く、コンクリート擁壁による段差となっており、その高低差は本件段差の手前 40 メートル地点で約 23 センチメートル、手前 30 メートル地点で約 36 センチメートル、手前 20 メートル地点で約 47 センチメートル、手前 10 メートル地点で約 56 センチメートル、そして本件歩道の南端と本件段差とが交差する地点で約 52 センチメートルとなっている。

(6) 本件段差付近の土地は、本件歩道と A 市道についてはアスファルトによって舗装されているが、本件段差と同市道との間にある本件段差下の土地(県道の区域内の土地である。)については、未舗装で土が露出しており、時期により一部に雑草が生えている。

(7) 鎌倉市道を挟んだ本件段差の向かい側の

土地には、2 階建ての建物(以下「本件障害建物」という。)が存在する。

3 争点及び当事者の主張

(1) 争点 1 本件事故の発生

(原告の主張)

原告は、平成 16 年 10 月 15 日、保育園児 12 名を引率して本件歩道とその西端から東に向かい、歩道の中央よりも踏切寄りの部分を、園児らの安全確認のため後ろ向きになって頻繁に進路前方を振り返りつつ歩行していたところ、本件段差があったため、その下に転落して背中を強打し、脊椎骨(第 12 胸椎)の一部を骨折する傷害を負った(以下「本件事故」という)。

(被告の主張)

本件事故が発生した事実は、知らない。

(2) 争点 2 本件歩道は通常有すべき安全性を欠いていたか

(原告の主張)

ア 歩道は、初めて通行する者の歩行や、通行者が他に注意を取られている状態で利用する場合など注意力において種々の水準にある歩行者による利用があり得るのであるから、通常の無意識的歩行をしても、転落・転倒などが起こることのないように整備され管理されていなければならない。したがって、歩行者が注意しなければ事故になってしまうような陥没や段差があるような歩道は、その通常有すべき安全性を欠いているというべきである。

そして、本件歩道は、突如として約 50 センチメートルもの高さ(中央で落ちた場合でも、その落差は約 40 センチメートルもあり、通常の階段の 2 段以上の落差がある。)で断絶しているほか、本件事故当時、

雑草等が道路の幅全面にわたって道路平面よりやや高い程度に繁茂していて、段差の存在がわからない状態となっていたのであるから、前記通常有すべき安全性を欠いており、瑕疵がある。

イ なお、仮に、雑草や本件障害建物の存在により、本件歩道の歩行者に、歩道が断絶していることが認識できたとしても、段差の存在まで認識可能であるとはいえない。雑草によって露地の存在を、本件障害建物によって歩道の中絶をそれぞれ認識することができ、また、カーブないし迂回等の存在を想像させることがあったとしても、本件段差の存在までも想像させ予見させるものではない。現に、本件段差については、自転車にて突っ込みかけた子供に対し、母親が注意する例が見受けられる。

ウ 被告は、本件歩道付近について、歩行者が本件段差まで進行しないよう通行止の工作物を設置したり、標識により本件段差の存在を警告するなどして、本件事故を容易に回避可能であったにもかかわらず、これらの措置を講じていなかった。このことも、本件歩道の瑕疵の存否の判断に際して考慮すべきである。

(被告の主張)

本件段差は、一般の歩行者が通常の注意を払っていれば容易に発見できるものであって、本件歩道について通常有すべき安全性に欠けるところはなく、設置又は管理に瑕疵があったとは認められない。

本件歩道を西から東に向かって歩行した場合、①本件段差には、本件歩道とJR引込線との境界線沿いにある段差と合わせてコンクリート擁壁が施工されており、これら擁壁の地表面はアスファルト舗装部分と色合いを異にしているため、本件段差が本件歩道と一線を

画しているものとして見え、②本件段差の真正面にある本件障害建物は本件歩道を寸断し、塞ぐように建っており、③本件段差に沿って段差下の土地に生えている雑草は、当該土地が歩道でなく、したがって、歩道が連続しておらず、断絶していることを容易に視認ないし理解させる。したがって、一般の歩行者は、本件拡幅歩道部分を歩いていたとしても、本件段差の存在に気が付き、かつ歩道としての連続性がないため、自然な形で徐々に北側に移動して、歩道として連続している2.5メートルの範囲内を通行することになるはずであり、本件段差の存在により、本件歩道が通常有すべき安全性に欠けることにはならない。

本件歩道は、平成11年1月まで2回に分けてアスファルト舗装整備がされ、本件段差が既に存在している状態となっていたところ、このような状態で踏切を渡って駅やバス通りに向かう道路として多数の者に利用されてきているが、本件訴訟を除き、事故報告や本件段差の危険性を指摘する声は全く寄せられていない。

後方に向いたまま歩行すれば歩道の段差に気が付かないのは当然のことであって、後ろ向きに歩行中、前方の本件段差に気が付くことなく、そのまま転落したという原告の歩行方法は、歩道の利用者として通常期待される注意義務を大きく欠いたものであり、歩行方法として正常なものとは言えない。園児の引率誘導のため後ろ向き歩行をすることも、進行していく前方がどうなっているか、障害物や段差がないか、絶えず安全確認をしつつ歩を進めていくのが通常であり、このような通常の使用方法に従えば、本件段差は、容易に発見できたはずである。

(3) 争点3 損害 略

(4) 争点4 過失相殺 略

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件事故の発生)

証拠によれば、本件事故発生の経過として、原告が、平成16年10月15日、勤務先の保育園が企画した園外保育のため、他の保育士3名とともに2歳児及び3歳児の園児合計12名を引率し、午前9時45分ころ、本件歩道を西端から東に向かい、先頭を歩行して、本件歩道を半分進んだころからは後方の園児の方を向き、後ろ向きで、時折進行方向前方を振り返りながら進行していたところ、本件段差(中央より少し踏切寄りの部分)で足を踏み外して後ろ向きに倒れたこと、また、原告が、当該転倒により負傷し、同日午前10時17分ころ原告勤務先の病院の救急外科において、第12胸椎圧迫骨折との診断を受けたことが認められる。

2 争点(2)(本件歩道は通常有すべき安全性を欠いていたか)

(1) 前記前提事実及び証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件歩道は、平坦に舗装されて見栄えも良い状態にあり、西端において県道、東端においてA市道にそれぞれ接し、本件歩道が属する県道沿いには児童遊園地もあり、児童も含む多数の者に利用されている。

イ 本件拡幅歩道部分は、歩行用に利用されているほか、自転車の駐輪場所としても利用されている。本件拡幅歩道部分の東端は本件段差で途切れており、本件拡幅歩道部分を西方から進行してきた歩行者は、さらに東に進行するためには、本件歩道の北側に進路を移し、本件標準歩道部分を歩行する必要がある。もっとも、本件段差の高さは最大の位置で約52センチメートルであ

り、通常の階段2段程度の段差を跨ぐことを厭わない利用者であれば、相応の注意を払った上で、本件拡幅歩道部分から本件段差を跨いで段差下の土地に降り立ち、A市道に達することも可能である。

ウ 本件拡幅歩道部分から本件段差にかけて本件歩道は平坦であり、見通しを遮るものはない。

本件拡幅歩道部分から東方向の正面に本件障害建物が存在し、その2階の白色外壁及び窓と1階駐車場の格子状柱が目立つ形状にあるため、本件拡幅歩道部分を西から東に進行する歩行者は、本件段差の手前30メートル地点から本件段差の方を眺めると、格段の注意力を要することなく、本件障害建物に気付き、その手前において本件歩道の進路に変化があり、本件拡幅歩道部分が直進方向には途切れていることを容易に予想できる。

エ 本件段差の手前20メートル地点から本件段差の方を眺めると、本件拡幅歩道部分の正面に本件障害建物が存在すること及び本件標準歩道部分の右端沿いに本件段差の北端から本件障害建物の敷地の北端にかけて白線状の目印線が付けられていることから、本件歩道の北側に位置する本件標準歩道部分のみが本件障害建物の北側を通過してさらに東側へと延びていることを容易に視認することができ、本件歩道を本件段差や本件障害建物よりもさらに東側に進む場合には本件標準歩道部分を通行すべきことが容易に予想できる。

オ 本件段差の手前10メートル地点から本件段差の方を眺めると、本件段差の先に本件歩道と色彩及び傾斜が異なるA市道の舗装面を視認することができ、本件段差の下の土地に雑草が生育している時期におい

ては、同地点から本件段差の先が雑草の繁茂している状態になっていることを容易に視認することができる。これらによって、本件拡幅歩道部分が本件段差の位置において断絶していることを容易に予想できる。

カ 本件段差の手前5メートル地点から本件段差付近を眺めると、本件段差上部分における擁壁の上面と本件拡幅歩道部分のアスファルト舗装が色合いを異にしていること、及び本件段差下の土地が舗装されておらず本件歩道より低くなっており傾斜も異なることを容易に視認することができる、本件段差の存在に気付くことができる。

なお、本件段差下の土地に雑草が繁茂している状態においては、本件段差の直近に至るまでA市道の路面や本件段差下の土地の形状を視認することができないが、前記オのとおり本件拡幅歩道部分の断絶が予想できるので、本件段差に向かって歩行している者は、当該断絶を予想しつつ、生育している雑草を観察することにより、上記地点からも、本件段差下の土地が本件歩道より低くなっていて本件拡幅歩道部分との間に段差があることを容易に認識することができる。

(2) 一般に、舗装された歩道は、歩行のための施設として当初から人工的に設置されるのであるから、歩行に際しての安全性を備えたものとして設置、管理されるべきことは当然であり、歩道を通行する歩行者においても、安全に歩行することができる施設として、信頼を抱いてこれを利用するものであって、この信頼は、舗装が良好な状態であればあるほど高まるものと解される。したがって、このような歩道を通行する歩行者に対し、常に進路の危険を万全に注意しながら通行することを期待することはできないというべきである。

また、歩道は、様々な歩行者が通行する場所であるから、注意力が低下した状態にある歩行者に対しても、歩行について、相応の安全性が確保されるべき必要性があるといえる。

しかし、地形的な制約や社会的な制約により、歩行者が進路の安全について全く注意を払うことなく通行できるまでの安全性を備えた歩道を設置することが不可能であることは明らかであるから、歩道を整備するに際しては、歩行者においても、危険の回避のため、進路の安全について一定の注意を払うことを前提として、歩道の構造等を決定することが許されるというべきであり、歩行者において必要とされる注意を払わなかったことにより発生する危険の存在によって、歩道が通常有すべき安全性を欠いていると認めることはできない。特に、歩道の範囲については、歩道が常に直進し平坦なものであるとは限らない以上、歩行者としては、自らの責任においてこれを識別し、歩道を逸脱することがないように注意して進行する必要があるといえるし、歩行者として、歩道を逸脱して歩行することは一般に危険を伴うため、ことさらに意識しなくても歩道の範囲には自然に注意を払って歩行するものと考えられる。

前項の事実をもとに本件を考察するに、一方で、本件歩道の舗装は良好な状態にあるから、本件歩道を西から東に向かって通行する歩行者において、安全に歩行し得るとの信頼はより高度のものとなると考えられ、進路の安全に対する注意が散漫なものとなることが予想し得るので、本件歩道の管理においては、このような歩行者の心理も考慮の上で、本件歩道の通行の安全の確保を図る必要があるといえる。

しかし、本件段差については、本件拡幅歩道部分を本件段差に向かい歩行するにつれ

て、前記(1)のとおり、本件段差の手前30メートルないし10メートルまでの間において、本件段差の位置で本件歩道が断絶していることを予測させる視覚的な情報が順次追加されて容易に視認できる状況にあることからすれば、歩行者としては、進路前方の安全に注意を払ってさえいれば、多少注意力が低下した状態であったとしても、上記の距離を歩行している間に、進行方向前方において歩道が断絶していることを確実に認識し得るはずであり(そもそも、歩道の断絶の有無に対する認識は、歩道の範囲に係る認識であり、歩行者としては、前記のとおり、自然に注意を払って歩行するはずである。)、この認識に従い、さらに先(東)に進む場合には、本件標準歩道部分に移動して歩行すべきことを認識して同部分に移動することが歩行者として自然な対応であり、前方において断絶していると認識した本件拡幅歩道部分を、さらに進行するのであれば、通常の歩行者においては、自然に、歩道がどのような途切れ方をしているかについて相応の注意を払いながら進行するはずであるから、遅くとも本件段差の手前5メートル付近においては、本件段差に気付くのが当然であると認められる。

したがって、本件段差の存在は、歩行者が一般に要求される注意を払っている限りは、本件歩道の通行に危険を及ぼすものではないから、本件歩道が通常有すべき安全性を欠いているとは認められない。

(3) 原告は、歩道は、通常の無意識的歩行にあっても、転落・転倒などがなく整備され管理されていなければならないと主張する

が、歩道の整備にあたっては、歩行者においても、進路の安全について、一定の注意を払うことを前提として、その構造等を決定することが許されるというべきことは、前記のとおりであるから、上記主張は理由がない。

本件事故は、結局、原告が、引率中の園児の安全確保という保育士としての職務に熱心なあまり、自己の安全のために必要な進路前方に対する相応の注意を怠ったことに起因するものであり、このように進路の安全を確認しない歩行に対する安全の欠如を根拠として本件歩道の瑕疵を認めることは相当でない。

(4) さらに、原告は、被告が、本件歩道付近について、歩行者が本件段差まで進行しないよう通行止の工作物を設置したり、標識により本件段差の存在を警告するなどの措置を講じていなかったことを、本件歩道の瑕疵の存否の判断に際して考慮すべきであると主張する。

しかし、前記のとおり、本件段差の存在は、歩行者が一般に要求される注意を払っている限りは、本件歩道の通行に危険を及ぼすものではないと認められるから、本件段差について、上記措置を講じていないことを考慮しても、本件歩道の管理に瑕疵があると認めることはできない。

第4 結 論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。